

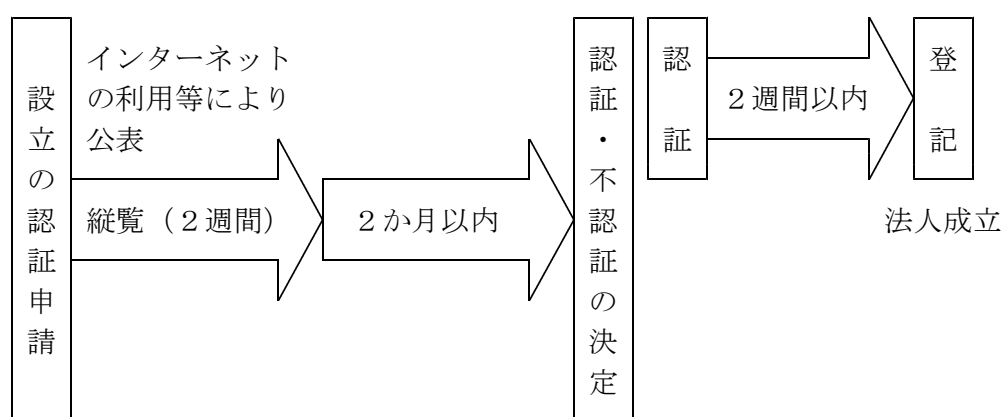
第2章 NPO法人の設立について

1 認証申請から法人成立までの流れ

NPO法人を設立するためには、設立総会で決定すべき事項を議決し、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です(法10①)。

提出された書類の一部は、受理された日から2週間、公衆の縦覧に供されるとともに遅滞なくインターネットの利用等により公表されることとなります(法10②)。

所轄庁は、申請書の縦覧期間の2週間経過後2か月以内に認証又は不認証の決定を行い(法12②)、設立の認証後、登記することにより法人として成立することとなります(法13①)。



※ 設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します(法13①)。

設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります(組登令2①)。また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります(組登令11)。

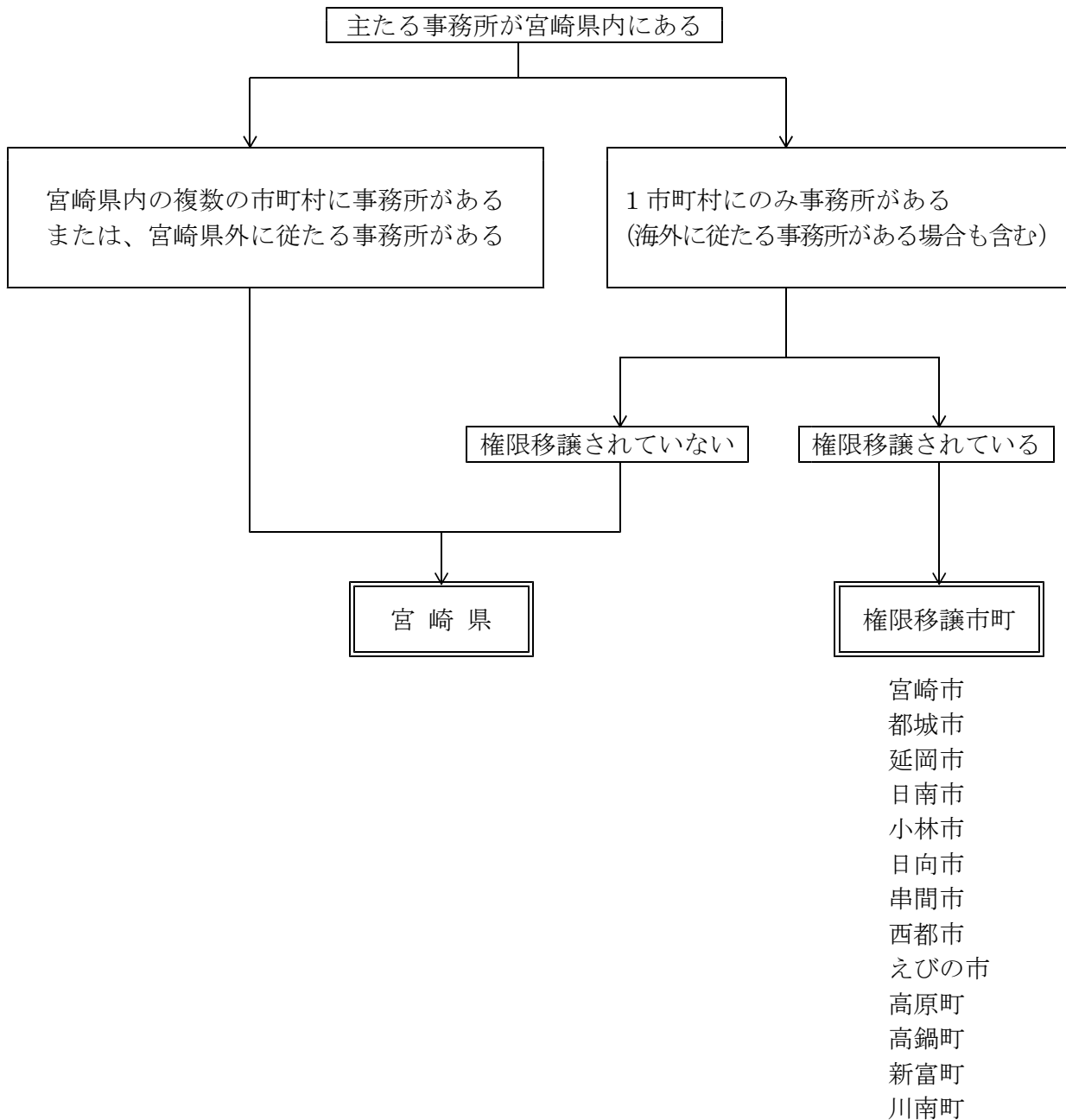
※ 設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります(法13③)。

理事(長)の所有する不動産を活用し活動するために理事と法人の間で賃貸借契約等を結ぶ場合は、利益相反行為に該当する可能性があり、契約が無効になる場合があります。利益相反行為に該当する場合は、理事(長)は代表権を有しないため、契約を締結するために特別代理人の選任が必要な場合があります(法17④)。

申請の手続きの流れにつきましては、P65を御参照ください。

2 所轄庁について

主たる事務所が宮崎県内に所在する場合は、宮崎県が所轄庁となります。ただし、権限移譲市町（宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、高原町、高鍋町、新富町及び川南町）の各区域内にのみ事務所が所在する場合は、それぞれの市町が所轄庁となります。



3 設立認証の申請

設立の認証を受ける場合は、次の書類を上記2の所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	設立認証申請書<宮崎県規則様式第1号>	1部	41
2	定款	2部	19
3	役員名簿（各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載）	2部	42
4	各役員の就任承諾書及び誓約書の写し	1部	43
5	各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6か月以内のもの	1部	—
6	社員のうち10人以上の者の名簿	1部	44
7	宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書	1部	45
8	設立趣旨書	2部	46
9	設立総会の議事録の写し	1部	47
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	49
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	51

※ 2、3、8、10及び11は縦覧書類になります（3については、役員の住所又は居所に係る記載を除いて縦覧します。）。

※ 県に申請する場合の提出部数を記載しています。権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

4 設立認証申請書類に係る補正の申立て

上記3により提出した申請書又は添付書類に「軽微な不備」があるときは、次の書類を所轄庁に提出して補正することができます（法10③）。

※ 「軽微な不備」とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとします（条例3）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	補正書<宮崎県規則様式第1号の2>	1部	55
2	補正後の申請書又は添付書類	3に同じ	—

5 設立認証後の手続

(1) NPO法人設立の登記

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法13①）。

設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります（組登令11）。

なお、設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法13③）。

ア 登記事項（組登令2②）

- ① 目的及び業務（定款に記載された目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業）
- ② 名称（定款に記載された法人の名称）
- ③ 事務所の所在場所（地番まで必要）
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

※ 平成24年4月1日に施行された組合等登記令の改正により、定款上の代表権の制限に関する定めは登記事項となり、定款をもって、代表権の制限に関する定めがある場合は、その旨を登記しなければなりません。この場合、代表以外の役員登記は不要です。

イ 登記に必要な書類

- ① 特定非営利活動法人設立登記申請書（法務局ホームページからダウンロード可能）
- ② 法人の代表者の印鑑届書
- ③ 定款の写し（原本照合）
- ④ 認証書の写し（原本照合）
- ⑤ 代表権を有する者の資格を証する書面（役員就任承諾書の写し、原本照合）
- ⑥ 委任状（代理人に申請を委任した場合のみ必要）

※ 手続の詳細については、宮崎地方法務局登記部門で確認してください。

ウ 県内の法務局一覧

法務局名	所在地	電話番号	取扱事務
宮崎地方法務局 登記部門	宮崎市別府町1番1号	0985-22-5124	法人登記事務
都城支局	都城市上町2街区11号	0986-21-6095	登記事項証明 書の交付事務
延岡支局	延岡市大貫町1丁目2915	0982-33-2185	
日南支局	日南市飫肥3丁目6番2号	0987-25-4003	
高鍋出張所	高鍋町大字上江字高月8340番地	0983-23-2435	
小林出張所	小林市細野266番地1	0984-23-4004	

(2) 設立登記完了届出書の提出

法人設立の登記後、遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	登記完了届出書<宮崎県規則様式第2号>	1部	56
2	登記事項証明書(原本+写し)	2部	—
3	設立の時の財産目録	2部	57

※ 県に申請する場合の提出部数を記載しています。権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

(3) 関係官公庁への届出

ア 税金関係

① 税務署

- ・ 法人税法上の収益事業を行う場合は、収益事業を開始した日以後2か月以内に「収益事業開始届出書」を管轄の税務署に提出しなければなりません。
- ・ 給与の支払いを行う場合は、事務所の開設後1か月以内に、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を管轄の税務署に提出しなければなりません。

【県内税務署一覧】

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
宮崎税務署	宮崎市広島1丁目10番1号	0985-29-2151	宮崎市、東諸県郡
都城税務署	都城市上町2街区11号都城合同庁舎	0986-22-4377	都城市、北諸県郡
延岡税務署	延岡市大貫町1丁目2915番地 延岡合同庁舎	0982-32-3301	延岡市、日向市、 東臼杵郡、西臼杵郡
日南税務署	日南市上平野町1丁目8番地4	0987-22-3671	日南市、串間市
小林税務署	小林市細野243番地1	0984-23-3126	小林市、えびの市、 西諸県郡
高鍋税務署	高鍋町大字上江8438番地	0983-22-1373	西都市、児湯郡

② 都道府県税事務所

- ・ 新たに設立、又は事務所を設置した法人は、設立又は設置の日から2か月以内に「法人設立（設置）届」を管轄の県税事務所に提出しなければなりません。
- ・ 届出の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく「法人異動届」を管轄の県税事務所に提出しなければなりません。

【県税事務所一覧】

事務所名	所在地	電話番号	管轄地域
宮崎県税・総務事務所	宮崎市橋通東1-9-10	0985-26-7274	宮崎市、東諸県郡
日南県税・総務事務所	日南市戸高1-12-1	0987-23-7136	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	都城市北原町24-21	0986-23-4517	都城市、北諸県郡
小林県税・総務事務所	小林市細野367-2	0984-23-3194	小林市、えびの市、 西諸県郡
高鍋県税・総務事務所	高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-23-0213	西都市、児湯郡
日向県税・総務事務所	日向市中町2-14	0982-52-4148	日向市、東臼杵郡
延岡県税・総務事務所	延岡市愛宕町2-15	0982-35-1811	延岡市、西臼杵郡

③ 市町村役場税務担当課

- ・ 新たに設立、又は事務所を設置した法人は、各市町村の定める期間内に「法人設立・変更等申告書」を市町村役場税務担当課に提出しなければなりません。

※ 届出手続の詳細については、各関係機関に事前に確認してください。

イ 社会保険関係

① 年金事務所

労働者（従業員）を1人でも雇用する法人は、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」を管轄の年金事務所に提出しなければなりません。

【年金事務所一覧】

事務所名	所在地	電話番号	管轄地域
宮崎年金事務所	宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111	宮崎市、日南市、東諸県郡
高鍋年金事務所	高鍋町大字蚊口浦5105-1	0983-23-5111	西都市、児湯郡
延岡年金事務所	延岡市大貫町1-2978-2	0982-21-5424	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
都城年金事務所	都城市一万城町71-1	0986-23-2571	都城市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡

※ 届出手続の詳細については、事前に確認してください。

ウ 労働保険関係

① 労働基準監督署

労働者（従業員）を1人でも雇用した法人は、保険関係が成立した日（雇用）から10日以内に「労働保険の保険関係成立届」を所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。

【労働基準監督署一覧】

事務所名	所在地	電話番号	管轄地域
宮崎労働基準監督署	宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000	宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡
延岡労働基準監督署	延岡市大貫町1-2885-1	0982-34-3331	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
都城労働基準監督署	都城市上町2街区11号都城合同庁舎6F	0986-23-0192	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡
日南労働基準監督署	日南市戸高1丁目3番17号	0987-23-5277	日南市、串間市

※ 届出手続の詳細については、事前に確認してください。

② 公共職業安定所

労働者（従業員）を1人でも雇用する法人は、事業所設置の日から10日以内に「雇用保険適用事業所設置届」を、また、資格取得の事実があった日の翌月10日までに（実務上は設置届と同時に）「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

【公共職業安定所一覧】

事務所名	所在地	電話番号	管轄地域
宮崎 公共職業安定所	宮崎市柳丸町131	0985-23-2245	宮崎市、東諸県郡
延岡 公共職業安定所	延岡市愛宕町2 - 2300	0982-32-5435	延岡市、西臼杵郡
日向 公共職業安定所	日向市北町2 - 11	0982-52-4131	日向市、東臼杵郡
都城 公共職業安定所	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階	0986-22-1745	都城市、北諸県郡
日南 公共職業安定所	日南市吾田西1-7-23	0987-23-8609	日南市、串間市
高鍋 公共職業安定所	高鍋町大字上江字高月8340	0983-23-0848	西都市、児湯郡
小林 公共職業安定所	小林市細野367 - 5	0984-23-2171	小林市、えびの市、 西諸県郡

※ 届出手続の詳細については、事前に確認してください。